

学童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)															
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆／参・附帯決議)															
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数…従うべき基準] [施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準]															
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]															
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供															
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進															
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)															
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金 (国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。	保護者負担	事業主拠出金 (国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金 (国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> + <table border="1"> <tr> <td>質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</td> </tr> </table> ※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)	保護者負担	事業主拠出金 (国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)
保護者負担	事業主拠出金 (国)		1/3														
	都道府県		1/3														
	市町村	1/3															
保護者負担	事業主拠出金 (国)	1/3															
	都道府県	1/3															
	市町村	1/3															
質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)																	